

令和8年度清明寮弁当提供業務委託
公募型企画提案募集要領

1 目的

清明寮弁当提供業務を民間事業者に委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに、寮の弁当提供業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式により委託事業者を選定する。

2 委託業務の名称

令和8年度清明寮弁当提供業務委託

3 委託期間

業務委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月25日までとする。

4 委託業務の内容

別紙「令和8年度清明寮弁当提供業務委託仕様書」のとおり。

5 応募資格

単独の法人で、次の各号を満たすこと

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- エ 隠岐郡隠岐の島町内に調理施設を有し、かつ、食事又は弁当の製造の実績があること。
- オ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- カ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- キ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ク 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加の申し出時においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

6 募集に関するスケジュール等

(1) 募集期間	令和8年1月29日（木）～令和8年2月10日（火） ※企画提案参加申出書、質問書及び提案書の様式は、下記(10)提出先及び問い合わせ先で配布する。なお、島根県立隠岐高等学校ホームページからダウンロードすることも可能。
(2) 参加申出書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加申出書（様式1）に添付書類を添えて、令和8年2月10日（火）午後5時までに持参または郵送により提出すること。 なお、参加申出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は質問書（様式3）にて、令和8年2月12日（木）正午までに持参又はメールにより提出すること。 なお、メールで提出する場合は必ず送信後に電話連絡をすること。
(4) 質疑の回答方法	質疑の回答は、各参加者の質疑をとりまとめたものを、参加申出書に記載された連絡担当者に対してFAX又はメール送信する。
(5) 質疑の回答期限	令和8年2月16日（月）
(6) 提案書提出期限	令和8年2月19日（木）午後5時（持参または郵送により提出）
(7) 提案者プレゼンテーション日時	令和8年2月24日（火） ※前後する可能性あり ※プレゼンテーションの時間、場所、実施方法等は、提案書提出者に別途通知する。
(8) 提案者プレゼンテーション方法	提案者ごとに個別に提案書により説明し、選定委員会が質問する。
(9) 審査結果通知日	令和8年3月3日（火）
(10) 提出先 及び問い合わせ先	島根県立隠岐高等学校 事務室 今岡 島根県隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1番地 電話 08512-2-1181 FAX 08512-2-6195 E-mail : okikoko@pref.shimane.lg.jp

7 提案書等の作成及び提出方法

(1) 作成方法

- ① 提案書（様式4）により作成する。
- ② 用紙の大きさはA4判縦、横書きとし、文字の大きさは10.5ポイントから12ポイントとする。
- ③ 提案内容によっては写真、図等の添付も可能とし、A3判の折り込みも可とする。

(2) 提出部数

6部 なお、見積書（様式5）は1部提出とする

(3) その他

- ① 提案書の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 書類提出後の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 郵便事故及びメール等の通信事故については、本校は一切の責任を負わない。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出された書類は島根県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 選定方法等

(1) 審査方法

清明寮弁当提供業務委託業者選定委員会において、（2）に基づき審査し、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の受託予定者として選定する。

なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、選定しないことがある。

(2) 審査内容

項目	評価内容
ア、受託実績及び運営体制	調理受託実績が豊富であるか。 運営体制、調理施設は充実しているか。
イ、食材の調達	新鮮で安全性が高く良質な食材が安定して調達できると想定されているか。
ウ、献立	・栄養価、ボリューム、栄養バランス等高校生に適した献立を想定しているか。
エ、衛生管理体制	・調理場の衛生管理が適切になされているか。 ・調理した食事を寄宿舎に配達するまでの過程において適切な品質管理を想定しているか。 ・調理器具、作業台、清掃用具の衛生管理に配慮しているか。
オ、見積価格	業務量の目安に対し、提案内容と見積価格が適当であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。なお、選定結果及び選定の経過についての問い合わせには応じない。

9 契約内容等

(1) 委託料上限額	8,400千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、学校との打合せに要する費用を含む。
(3) 契約方法	受託予定者と委託内容、委託料について協議のうえ、別途、契約書により委託契約を締結する。
(4) 委託料の支払	月ごとの精算払いとし、業務確認後、委託料の月割り額を請求することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則による。
(7) 契約書	別途作成・提示する
(8) 契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても見積書提出者名及び見積額を公表することがある。

10 契約に含まない費用

原材料費として寮生1人あたり1日1,320円を見込めるものとする（別途支払）。

11 その他

令和8年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、この提案競技を停止する。これにより受託予定者に損害が生じた場合、県はその損害について一切負担しない。また、契約締結日は令和8年4月1日とする。